

あなたの施設 旧基準のまま じゃないですか？

- ▶ 令和2年3月に「熊本県レジオネラ症防止条例」の内容が一部改正され、**衛生管理について必要な措置**及び**構造設備の基準の見直し※**が行われています。
※設備基準については、令和2年10月1日以降に新築・改築を行う場合のみ対象となります。
- ▶ 自施設が当該改正事項に適合しているか、下記チェックリストで自主点検をお願いします。

I 維持管理に関する基準

- ✓ 浴槽水中の遊離残留塩素濃度基準について
改正前 通常 0.2 mg/L程度 → 改正後 通常 0.4 mg/L程度
※塩素系薬剤を使用しない施設は、令和2年3月改正以前から変更無し

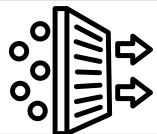
- ✓ 循環式浴槽
不要な配管の除去等の措置を行っているか



- ✓ 循環式浴槽
オーバーフロー水を入浴のために使用していないか



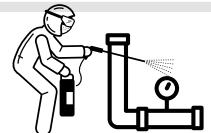
- ✓ 循環式浴槽
湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させているか



- ✓ シャワーに関する衛生管理について
・シャワーは週1回以上通水しているか
・シャワーヘッドとホースは6か月に1回以上の点検
年1回以上の洗浄、消毒を行っているか



- ✓ 水位計配管は、週1回以上の適切な消毒を行っているか



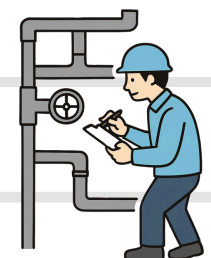
II 構造設備の基準 ※令和2年10月1日以降に新築・改築を行う場合のみ

- ✓ 循環式浴槽
オーバーフロー水を入浴のために使用しない構造としているか

- ✓ 水位計は、配管内を洗浄・消毒できる構造としているか

- ✓ 貯湯槽や配管内の浴槽水として利用される湯水を完全に排水できる構造としているか

- ✓ 洗い場の湯栓やシャワーへ送る湯水の温度の調整に使用する調節箱は、清掃が行える構造としているか



ポイント 改正内容を確認し、適切な維持管理と設備改善を行いましょう。



(注) このチェックリストは、令和2年の条例改正により追加された内容を抜粋したものであり、当該項目以外の適合基準等については、自己点検票等を活用して点検を行ってください。